破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９３号
北海道苫小牧市見山町４丁目10番４号　ナイスフラット202
破産者　岡村　悦子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５１号
岩手県釜石市駒木町１番７号、旧住所岩手県釜石市浜町１丁目１番608号
破産者　咲山美智子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
山形県酒田市広野字中通66番地の１
破産者　進藤　　桂
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２７７号
群馬県太田市茂木町716番地１　モテギコーポＢ―108号
破産者　大川　　登
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２１０５号
さいたま市南区文蔵４丁目３番９号
破産者　中村美枝子（旧姓大内）
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９０号
さいたま市岩槻区西原台１丁目７番５号　サンピア加倉207、旧住所さいたま市岩槻区西町５丁目６番15―201号
破産者　三壁由香利
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６４号
埼玉県川口市芝中田２丁目５番26号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市並木３丁目15番７―1206号　レクセルプラザ西川口
破産者　久保　誠二
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６５号
埼玉県川口市芝中田２丁目５番26号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市並木３丁目15番７―1206号　レクセルプラザ西川口
破産者　久保千代美
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３７号
さいたま市中央区八王子２丁目10番２号　メゾンココ101号、破産開始決定時の住所さいたま市中央区八王子３丁目20番17号
破産者　宇賀神　稔
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３３号
さいたま市岩槻区府内２丁目22番34号
破産者　菅原　勝宏
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３０号
埼玉県朝霞市仲町２丁目４番４―1003号
破産者　近江園ムツ子こと　近江園ムツ
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目５番８号　ビューハイツ中淵101
破産者　佐藤　　晃
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５３６号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目５番８号　ビューハイツ中淵101
破産者　佐藤　甲子（旧姓関根）
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３号
長野県飯田市松尾清水4706番地５
破産者　羽場　悦登
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２７号
三重県名張市安部田3030番地の１、住民票上の住所三重県名張市安部田3029番地
破産者　森川　徳重
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６０６７号
大阪府茨木市中津町21番14号、前住所大阪府茨木市真砂２丁目９番６号
破産者　吉田　達男
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１７５号
大阪府東大阪市長栄寺11番10号
破産者　竹中佳代子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５８号
大阪府枚方市伊加賀栄町６番22号、開始決定時の住所大阪市淀川区加島４丁目５番３―502号
破産者　加藤　秀剛
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部